

2018年2月作成

貯法 室温保存

承認指令書番号 農林水産省指令 28 動薬第 3651 号

販売開始 2018年2月

犬糸状虫症予防・消化管内線虫駆除剤 要指示医薬品 指定医薬品

**成分及び分量** 本剤1個中(約6.0g) イベルメクチン …… 272 $\mu$ g ピランテルパモ酸塩 …… 652mg

**効能又は効果** 犬：犬糸状虫の寄生予防 犬回虫及び犬鉤虫の駆除

**用法及び用量** 体重1kg当たりイベルメクチン6 $\mu$ g、ピランテルパモ酸塩14.4mgを基準量として、  
体重22.7～45.3kgの犬に本剤を1個摂取させる。本剤は犬糸状虫感染開始後1カ月から感染  
終了後1カ月までの期間、毎月1回、1カ月間隔で摂取させる。

**有効期間** 36カ月

**使用上の注意**

**【基本的事項】**

#### 1. 守らなければならないこと

(一般的注意) ●本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。●本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。●本剤は定められた用法・用量を厳守すること。(犬に関する注意) ●本剤は離乳前の子犬には投与しないこと。(取扱い及び廃棄のための注意) ●本剤の外観又は内容物に異常が認められた場合は使用しないこと。●本剤は有効期間を設定してある動物用医薬品なので使用期限を過ぎた製品は使用しないこと。●小児の手の届かないところに保管すること。●本剤の保管は直射日光及び高温を避けること。

#### 2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意) ●誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。(犬に関する注意) ●副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。●過剰投与にならないよう、本剤の投与前には体重を測定すること。●本剤は、犬糸状虫成虫には効果がないため、成虫駆除を目的として使用しないこと。●本剤は犬によく噛ませるようにして与えること。普段から食物を噛まずに飲み込む傾向のある犬には、本剤を細かく割ってその全てを与えること。

**【専門的事項】**

#### ①対象動物の使用制限等

●本剤の投与前には健康状態について検査し、異常のある犬には投与しないこと。●コリー犬及びその系統の犬種に対し、イベルメクチンが神経毒性を示すおそれがあるという報告があることから、コリー犬及びその系統の犬種に投与する際は慎重投与すること。●本剤の投与前には犬糸状虫感染の有無を集虫法、抗原検査法等により検査し、犬糸状虫感染犬に投与する場合は、成虫及びマイクロフィラリアを駆除するなど適切な処置を行い、慎重に投与すること。

#### ②相互作用

●本剤を他の犬糸状虫症予防薬あるいは、犬回虫、犬鉤虫駆除薬と併用しないこと。

#### ③その他の注意

●本剤の投与により、食欲不振、嘔吐、下痢(軟便)、元気消失、歩様異常、痙攣、流涎がみられることがある。●本剤を犬糸状虫感染犬に投与することにより、急性犬糸状虫症(大静脈症候群)、食欲不振、嘔吐、下痢(軟便)、元気消失、歩様異常、痙攣、流涎及び皮膚アレルギー一症状(発赤、そう痒)がみられることがある。

**製品情報お問い合わせ先**

Meiji Seika ファルマ株式会社 生物産業事業本部 動薬飼料部

〒104-8002 東京都中央区京橋二丁目4番16号 <http://www.meiji-seika-pharma.co.jp/>

**注意—獣医師等の処方箋・指示により使用すること。**

本剤は、原材料に天然由来物質を含むため、製品によって色調、大きさ等の外見に違いが見られたり、製品の表面に黒色、白色等色の異なる箇所が見られる場合がありますが、包装等に欠陥が見られない限り、効果、安全性及び安定性に問題はありませぬ。

獣医師、薬剤師等の医療関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所(<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。